



令和7年度

鎌倉市保育所等の入所申込みのしおり



認可保育所・認定こども園（保育所部分）
家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業



【鎌倉市HP】

お問い合わせ

鎌倉市役所こどもみらい部保育課

〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10

TEL: 0467-61-3894（ダイヤルイン）

MAIL: kodomo@city.kamakura.kanagawa.jp

もくじ

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	教育・保育給付認定について	
	（1）年齢や利用内容による区分・・・・・・・・	3
	（2）保育を必要とする理由・・・・・・・・	4
	（3）保育の必要量に応じた区分・・・・・・・・	4
3	保育所等の申込みについて	
	（1）クラス年齢の数え方について・・・・・・・・	5
	（2）保育所等の見学・・・・・・・・	6
	（3）入所申込みについて・・・・・・・・	6
	（4）入所申込みに必要な書類について・・・・・・・・	10
	（5）郵送での申込み・・・・・・・・	12
	（6）市外在住で鎌倉市内の保育園を希望される方・・・・・・・・	12
	（7）鎌倉市在住で市外の保育園を希望される方・・・・・・・・	13
	（8）転園申込みをされる方・・・・・・・・	13
	（9）出生前申込みをされる方・・・・・・・・	14
	（10）入所希望日が「妊娠・出産」認定期間と重なる方の入所申込みについて・・・・・・・・	15
	（11）申込み内容を変更、取り下げしたい場合・・・・・・・・	16
4	利用調整（入所審査）について	
	（1）入所までの流れ・・・・・・・・	17
	（2）利用調整基準について・・・・・・・・	18
	（3）入所可否等の結果について・・・・・・・・	21
5	入所決定後について	
	（1）ならし保育について・・・・・・・・	22
	（2）入所決定後の書類提出について・・・・・・・・	22
	（3）保育要件の維持について・・・・・・・・	22
	（4）入所の辞退について・・・・・・・・	23
	（5）幼児教育・保育の無償化について・・・・・・・・	24
	（6）保育料の第2子無償化について・・・・・・・・	25
	（7）保育料について・・・・・・・・	26
6	その他の保育サービス	
	（1）一時預かり事業・・・・・・・・	27
	（2）病児・病後児保育事業・・・・・・・・	27
	（3）休日保育事業・・・・・・・・	28
7	在園児童の必要手続きについて	
	（1）上の児童が保育所等に在園していて、下の児童の入所が決定した場合・・・・・・・・	29
	（2）上の児童が保育所等に在園していて、産前産後休暇や育児休業を取得する場合・・・・・・・・	29

8	Q&A 集	30
9	二次元コード集	36
10	『かまくらこども相談窓口きらきら』について	37

本案内には、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業等）（以下「保育所等」という。）の入所申込みを行うための手続きや入所決定後の説明、必要書類などの重要な事項を記載しておりますので、申込みを行う際には、このしおりをよく読んで申請してください。なお、既に令和6年度以前の申込みをしている方も、再度申込みが必要です。

また、既に市内の保育所等に入所しており、転園を希望される方については、転園の申込み（P13 参照）が必要です。令和7年4月の転園申込みについては、令和6年秋頃に各園からお配りする継続届にてあわせてご案内しています。

なお、入所できる児童数には限りがあるため、ご希望の施設へ入園、転園ができない場合があります。あらかじめご了承ください。

保育所等を利用するにあたり、住民登録をしている市区町村から必ず「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。さらに、保護者の就労時間等に応じて、「保育の必要量」を決定します。

（1）年齢や利用内容による区分

保育所等を利用する場合は、子育てのための教育・保育給付において、保育の必要性の認定を受ける必要があります。年齢により、2号又は3号の認定証が交付されます。

認定区分	年齢	利用できる施設
1号認定（教育標準時間）	3～5歳	施設型給付幼稚園、認定こども園（教育時間） 1号認定は各施設へ直接申込みとなります。ご希望の施設にお問い合わせください。
2号認定（保育認定）	3～5歳	保育所、認定こども園（保育所部分）
3号認定（保育認定）	0～2歳	保育所、認定こども園（保育所部分） 地域型保育事業 （小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業等）

(2) 保育を必要とする理由

保育の必要性が認定されるためには、保護者（父母）が次のいずれかに該当する必要があります。

保護者等の状況	認定期間
ひと月において月64時間以上働いている	最長、就学前まで
妊娠中または出産後の休養が必要である	出産予定日の前8週目の日が属する月の初日から 出産日の後8週目の日が属する月末
病気やケガ、または精神や身体に障害がある	保育が可能な状態になるまで
介護または看護にあたっている	介護、看護を必要としなくなるまで
災害の復旧に当たっている（震災、火災、風水害等）	災害復旧まで
求職活動（起業の準備を含む）を継続的にしている	入所後3か月以内
大学や職業訓練校、専門学校等で就学している	学校等に通っている間
虐待や配偶者等からのDV（家庭内暴力）のおそれがある	必要な期間
その他、市長が必要と認める場合	市長が認める期間

※育児休業中でもお申し込みできますが、入所した月の翌月1日（休日の場合は、翌平日）までに復職することが必要です。復職されない場合、退所となります。復職後、復職の証として、速やかに「就労証明書」をご提出ください。

(3) 保育の必要量に応じた区分

保育の必要性が認定された場合、さらに保護者の就労時間等に応じて保育の必要量が認定されます。保育の必要量の認定区分により、利用できる保育時間が決まります。※実際の保育時間は施設長が決定します。

保育を必要とする事由	保育標準時間	保育短時間
就 労	原則月120時間以上の就労	原則月64時間以上、120時間未満の就労 (希望による)
疾病・障害等	○	希望による
介護・看護	原則月120時間以上の介護	原則月64時間以上、120時間未満の介護 (希望による)
就学	原則月120時間以上の就学	原則月64時間以上、120時間未満の就学 (希望による)
妊娠・出産	○	希望による
求職活動	求職活動等の状況による	○
育児休業		○
その他	状況に応じて認定	

● 保育標準時間認定 1日最大11時間保育

(例) 両親がフルタイムで就労(原則、月120時間以上の就労)

7:00		18:00	19:00
← 最大11時間 →			
保育標準時間(就労時間+通勤時間以内の利用)			延長保育

● 保育短時間認定 1日最大8時間保育

(例) 父がフルタイム、母がパートタイム(月120時間未満の就労)

7:00	8:30	16:30	19:00
	← 最大8時間 →		
延長保育	保育短時間(就労時間+通勤時間以内の利用)	延長保育	

※ 保育所等の開所及び閉所時間、対応時間は各施設で異なります。

※ 標準・短時間の認定は市で行いますが、上記の図の範囲内で実際の預かり時間は園と調整をお願いします。

※ 延長保育を利用する場合は、別途書類の提出や延長料金がかかります。各施設にお問い合わせください。

※ 実際の保育時間は、例えば就労の場合、就労時間+通勤時間となり、保育を必要とする事由の当てはまる時間のみとなります。

3

保育所等の申込みについて

(1) クラス年齢の数え方について

クラス年齢は4月1日時点の年齢で数えます。年度内に誕生日を迎えた場合でもクラスは変わりません。

クラス	生年月日
0歳児クラス	令和6年(2024年)4月2日以降生まれの児童
1歳児クラス	令和5年(2023年)4月2日～令和6年(2024年)4月1日生まれの児童
2歳児クラス	令和4年(2022年)4月2日～令和5年(2023年)4月1日生まれの児童
3歳児クラス	令和3年(2021年)4月2日～令和4年(2022年)4月1日生まれの児童
4歳児クラス	令和2年(2020年)4月2日～令和3年(2021年)4月1日生まれの児童
5歳児クラス	平成31年(2019年)4月2日～令和2年(2020年)4月1日生まれの児童

(2) 保育所等の見学

保育所等は、お子さまが毎日生活する場となります。また、園ごとに保育内容や園でかかる費用等は異なります。そのため、希望する園については、あらかじめ見学をし、施設長等から説明を受け、保護者の方が納得した上で、お申込みいただきますようお願いいたします。見学をする場合、直接各施設にお問い合わせいただき、見学日時等の調整を行ってください。

【見学の際に確認していただきたいこと】

受入年齢(月齢)	0歳児クラスの場合、園ごとに受入年齢(月齢)が異なりますのでご確認ください。
開所時間	園ごとに開所時間は異なりますのでご確認ください。
園でかかる費用	保育料については、保護者の市民税所得割額に応じて市が決定しますが、別途、園でかかる費用(給食費、制服等の実費負担、入園に係る費用)がありますので、事前に希望施設へご確認ください。(3歳児クラス以降は、保育料は無償になりますが、給食費等は無償にはなりません。)
保育内容	園ごとに保育内容が異なりますのでご確認ください。
通園距離、駐車場	自宅や勤務先から園までの通園経路、駐車場の有無などの確認や、移動手段をご確認ください。
その他	上記の確認事項以外にも、疑問に思うことや気になることについてご確認ください。

(3) 入所申込みについて

入所決定は申込みの先着順ではありません。申込必要書類(P10-11 参照)をすべて揃えた上で、期間内にお申込みください。申込締切日までに必要書類が提出されない場合、締切日時点で揃っている書類のみで審査を行います。なお、令和7年度の申込みをしつつ、令和6年度の入所申込みをされた方について、令和6年度中の審査にて内定となった場合には、原則として、令和7年度の申込みについては審査を行いませんので、取り下げの手続きを行ってください。

4月入所一次審査については、転入予定のない方はお申込みができません。二次審査からの受付となりますのでご注意ください。

【申込み方法・受付対象者】

住民登録地／ 申込み施設所在地	鎌倉市／ 鎌倉市	鎌倉市／ 市外	市外／ 鎌倉市
e-kanagawa電子申請	○	×	×
窓口	○	○	△
郵送	○	○	△

△・・・お住まいの自治体へ鎌倉市への申し込み方法を確認してください。

【令和7年4月1日入所をご希望の方】

《一次審査》

受付期間 (郵送)	令和6年10月1日(火) ～ 令和6年11月14日(木) <u>(郵送必着)</u> ※詳細は、P12をご参照ください。 <u>※申込締切日午後5時必着です。</u> 余裕をもってお申し込みください。締切日を過ぎて届いたものは次回の審査分から適用します。
受付期間 (e-kanagawa 電子申請、窓口)	令和6年11月1日(金) ～ 令和6年11月14日(木) 余裕をもってお申し込みください。締切日を過ぎて届いたものは次回の審査分から適用します。
受付時間	午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く) 土日祝はお休みです。ただし、次の日程は休日窓口を開設します。 11月9日(土) 午前9時～午後3時(正午～午後1時を除く)
受付場所	鎌倉市役所 本庁舎4階 402会議室 ただし、11月9日(土)は鎌倉市役所 本庁舎1階 保育課(31番窓口) ※受付場所は変更となる可能性があります。 ※第6分庁舎1階「かまくらこども相談窓口きらきら」では申込みを受け付けておりません。
不足書類 提出期限	令和6年12月2日(月) ※郵送は提出期限日の午後5時必着です。 ※提出期限以降にも追加の書類の提出をお願いする可能性があります。
審査結果	令和7年1月下旬頃(予定)(郵送での通知) ※結果について、お電話でのお答えは出来かねますのでご了承ください。

※申込書等の記載漏れや書類の不足がないことを確認の上、受付期間内に郵送または受付場所にご提出ください。(受付期間中、窓口は非常に混み合います。なるべく郵送をご利用ください。)

※4月入所希望のみ、出生前の受け付けをしています(P14参照)。

※申込書類の記入は必ず黒のボールペンで記入してください。(消えるペンは使用しないでください。)

※記入内容に訂正が必要な場合は、二重線をしたうえで、空いているところに正しい内容を記入してください。(修正テープや修正ペンは使用しないでください。)

※申込みの有効期限は、入所希望月の属する年度内となります。

※一次審査の入所受け入れ枠の公開は、鎌倉市のHPにて10月末頃の公開を予定しています。

《二次審査》

申請締切日	令和 7 年 2 月 10 日（月）（<u>郵送必着</u>） ※郵送での申込みについての詳細はP12をご参照ください。 <u>※郵送は申込締切日午後 5 時必着です。</u> 余裕をもってお申し込みください。
窓口受付時間	午前 8 時半～午後 5 時（正午～午後 1 時を除く） 土日祝はお休みです。
受付窓口	鎌倉市役所 本庁舎 1 階 保育課（31番窓口） ※第 6 分庁舎 1 階「かまくらこども相談窓口きらきら」では申込みを受け付けておりません。
審査結果	令和 7 年 3 月中旬頃（予定）（郵送での通知） ※結果について、お電話でのお答えは出来かねますのでご了承ください。

※一次利用調整で保留になった方は、自動的に二次利用調整の対象となります。

※二次審査の入所受け入れ枠の公開は、鎌倉市の HP にて一次審査の結果発送後を予定しています。

【e-kanagawa 電子申請について】

※詳細については市 HP 該当ページをご参照ください。

※PC での操作を推奨しています。

鎌倉市ホームページ該当ページから e-kanagawa 電子申請にアクセスし、申請を行ってください。電子申請には e-kanagawa への登録及び署名用電子証明書が搭載された申請者本人のマイナンバーカードが必要です。（p.36①参照）

○申請する際の注意点

署名用電子証明書が搭載された申請者本人のマイナンバーカードの読取りと暗証番号の入力が完了しないと、電子申請ができません。（PC で申請する場合は、署名用電子証明書の読取りに対応した IC カードリーダーが必要で、スマートフォンで申請する場合は、署名用電子証明書の読取りに対応したスマートフォンで申請してください。）マイナンバーカードの読取りと署名用電子証明書の暗証番号入力、必要な項目等 をすべて入力した後に必要となります。

【令和 7 年 5 月 1 日以降の入所をご希望の方】

令和 7 年 5 月 1 日以降の入所を希望の方				
窓口受付時間	月曜～金曜（祝日を除く） 午前 8 時半～午後 5 時（正午～午後 1 時を除く） ※郵送での受付も行っています。 各月 締切日午後 5 時必着です 。余裕をもってお申込みください。締切日を過ぎて届いたものは次回の審査分から適用します。			
受付窓口	鎌倉市役所 本庁舎 1 階 保育課（3 1 番窓口） ※第 6 分庁舎 1 階「かまくらこども相談窓口きらきら」では申込みを受け付けておりません。			
申込み締切日	利用開始月	申込締切日	利用開始月	申込締切日
	令和 7 年 4 月	※P7, 8を参照ください	令和 7 年 1 0 月	令和 7 年 9 月 1 日（月）
	令和 7 年 5 月	令和 7 年 4 月 1 日（火）	令和 7 年 1 1 月	令和 7 年 1 0 月 1 日（水）
	令和 7 年 6 月	令和 7 年 5 月 1 日（木）	令和 7 年 1 2 月	令和 7 年 1 1 月 4 日（火）
	令和 7 年 7 月	令和 7 年 6 月 2 日（月）	令和 8 年 1 月	令和 7 年 1 2 月 1 日（月）
	令和 7 年 8 月	令和 7 年 7 月 1 日（火）	令和 8 年 2 月	令和 8 年 1 月 5 日（月）
	令和 7 年 9 月	令和 7 年 8 月 1 日（金）	令和 8 年 3 月	令和 8 年 2 月 2 日（月）
審査結果	入所希望月の前月の15日頃に郵送で通知します。 <u>（申込み締切日に応じて、変動することがあります。）</u> なお、内定した場合は、通知書の送付に先立ち電話で連絡します。			

※入所を希望する月によって、申込み締切日が異なります。（原則、入所希望月の前月 1 日）

※**郵送でのお申込みは締切日必着**での受付となります。ご注意ください。

※申込内容の変更等の締切に関しても上記のとおりです。

※入所日は原則**各月 1 日**からです。

※申込書類の記入は**必ず黒のボールペン**で記入してください。（消えるペンは使用しないでください。）

※記入内容に修正が必要な場合は、二重線をしたうえで、空いているところに正しい内容を記入してください。（**修正テープや修正ペンは使用しないでください。**）

※申込みの有効期限は、申込み希望月の属する年度内となります。

※入所受け入れ枠の公開は、鎌倉市 HP にて毎月 20 日頃に、直近の入所審査結果を反映した空き状況を掲載する予定です。

(4) 入所申込みに必要な書類について

下記に従い、書類の提出が必要です。なお、申請書等は鎌倉市のホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

※一度ご提出いただいた書類は返却及びコピーをお取りすることはできません。育児休業給付金の申請等で必要となる可能性があるため、書類提出前に自宅保管用のコピーをお取りください。

【入所申込みに必要な書類】

対象者		☒	必要な書類
全ての方	A	☐	教育・保育給付認定申請書(兼)入所申込書（2号・3号用）
	B	☐	児童調査票
	C	☐	保育所等入所に関する確認票
	D	☐	申込補助票
	E	☐	マイナンバー・本人確認票 （マイナンバーカードの写しが提出できない場合、 通知カードの写しまたは個人番号記載のある住民票 の写しでも構いません。その際は、運転免許証やパスポート など顔写真付きの本人確認のできるものの写しもあわせて ご提出ください。なお、お子さまに限っては本人確認書類の 提出は不要です。）
		☐	保育の必要性を確認する書類（p.11参照）

【状況に応じて必要な書類】

状況	父	母	必要な書類
令和7年度 <u>4月～8月</u> の入所希望で令和6年1月1日 時点で市外に住民票のあった方	☐	☐	令和6年度課税証明書の写し
令和7年度 <u>9月～3月</u> の入所希望で令和7年1月1日 時点で市外に住民票のあった方	☐	☐	令和7年度課税証明書の写し
市外からの転居予定者	☐		転居先の売買契約書や賃貸契約書の写し
	☐		転入に関する同意書
児童又は同居の兄弟姉妹が障害を有する場合	☐		療育手帳または障害者手帳の写し
就労等を理由に認可外保育所等、一時預かり、幼稚園の長 時間預かり等を、月64時間以上有償で預けている場合（育 児休業中、求職活動中は除く）	☐		保育証明書

状況	父	母	必要な書類
ひとり親世帯、その他これに準ずる世帯	☐	☐	次の書類のうちどれかひとつ ・戸籍謄本の写し ・児童扶養手当証書の写し ・福祉医療証の写し ・離婚届の受理証明書の写し ※離婚調停中または協議中の場合でも、裁判所や弁護士等の発行する書類など、ひとり親世帯に準ずる世帯であることを証明する書類をご提出いただくことで、ひとり親とみなして審査する場合があります。証明できる書類がない場合は、「保育所等入所等に関する状況の申立書」を提出してください
郵送で入所申込みを行う方	☐		返信用宛名用紙

【保育の必要性を確認する書類】

父母ともに書類が必要です。

必要性項目	父	母	必要な書類
就労（就労内定） 育児休業（復職予定）	☐	☐	・「就労証明書」（申込締切日より3か月以内に取得したもの） ※自営業の場合は、就労証明書に加えて、「スケジュール表」及び「開業届」や「確定申告」のコピー等、自営業を証明する書類の提出が必要です。
疾病・障害等	☐	☐	・診断書（疾病名、障害名、保育の必要な期間等のわかるもの） ・障害者手帳の写しなど
介護・看護	☐	☐	・「介護・看護状況申告書」 ・介護保険被保険者証、障害者手帳、診断書の写しをいずれか一点
就学（就学内定）	☐	☐	・「就学状況申告書」 ・在学証明書または学生証（就学予定の場合は、合格通知等、就学予定であることがわかる書類）の写しをいずれか一点 ・時間割の分かる書類
妊娠・出産	☐	☐	母子健康手帳の表紙及び出産予定日が記載されたページの写し
求職活動・起業準備	☐	☐	求職活動・起業準備についての状況申告書（誓約書）

(5) 郵送での申込み

入所申込みの際に、必要書類に加え、「返信用宛名用紙」を合わせてご提出ください。保育課に申込書類が届き次第、受領が完了した旨のお知らせ（A4一枚を予定）を返送します。また、入所申込み締切日（P7-9参照）を過ぎて届いた場合、次回の審査分から適用になりますので、お気を付け下さい。

(6) 市外在住で鎌倉市内の保育所を希望される方

原則、お住まいの市区町村を経由しての申込みとなります。お住まいの自治体に鎌倉市への申し込み方法を確認のうえ、鎌倉市の様式の申込書でお申込みください。

申込み締切日（P7-9参照）はあくまでも、書類がお住まいの市区町村から鎌倉市に届く日ですので、必要書類、申込み方法、いつまでにお住まいの市区町村へ書類提出が必要か、あらかじめお住まいの市区町村へお問い合わせください。

なお、市区町村によっては直接鎌倉市に申込みを行うよう案内のある場合があります。事前にお住まいの市区町村にお問い合わせください。

● 鎌倉市内に転入の予定がない方

4月入所一次審査については、転入予定のない方はお申込みができません。二次審査からの受付となりますのでご注意ください。

5月1日以降の入所は、通常通りに鎌倉市内の保育所のお申込みは可能です。お住まいの市区町村に申込み方法を確認のうえ、必要書類をご提出ください。（p.10-11参照）

● 鎌倉市内に転入を予定している方

入所希望日までに、鎌倉市に転入の予定がある方は、アパート・マンションなどの賃貸契約書・売買契約書等及び「転入に関する同意書」を提出していただくと、選考上、鎌倉市内在住の方と同等とみなすことができます。お住まいの市区町村に申込み方法を確認のうえ、必要書類をご提出ください。（p.10-11参照）

転入後は、所定の書類を提出してください。別途ご案内します。

なお、入所内定後に入所日の前日までに転入されていない場合、入所内定取消しとなりますのでご注意ください。

● 直接申請（お住まいの市区町村を通さず鎌倉市に申請される方）

お住まいの市区町村によっては、直接鎌倉市へ申込みをするようご案内があります。その際は窓口または郵送（締切必着）にてお申込みください。また、審査を行うにあたり、お住まいの市区町村へご連絡させていただくことがありますので、ご承知おきください。

(7) 鎌倉市在住で市外の保育所を希望される方

受付期間と必要書類をあらかじめ保育所等のある市区町村にお問合せいただき、保育所等のある市区町村の受付締切日の約2週間前までに、鎌倉市役所保育課に必要書類を揃えてお申込みください。

また、転出予定で他市の保育所等を申込みながら、市内の保育所等のお申込みも併願される場合は、市外に住民票のある方と同様の取扱いとなります（4月入所申請の場合は、鎌倉市の審査は二次審査からの受付となります）。

(8) 転園申込みをされる方

申込み先、申込み方法については、次のとおりです。

住民登録地	在園施設	転園希望先施設	申込み方法
鎌倉市	鎌倉市内の保育所等	鎌倉市内の保育所等	P.7-9 の締切日までに「転園申込書」を提出してください。
鎌倉市	鎌倉市内の保育所等	市外の保育所等	申込み先の市区町村に締切日と必要書類を確認のうえ、申込み先の締切日の2週間前までに鎌倉市保育課まで申込みください。
市外	市外の保育所等	鎌倉市内の保育所等	P.7-9 の締切日までに鎌倉市に書類が届くようにお申込みください。お住まいの自治体へ鎌倉市への申し込み方法を確認してください。必要書類については、P.10-11 参照。

※転園が内定した場合、元の園には別の方が内定しています。転園の内定後、転園申込みを取り下げることとはできませんのでお気をつけください。

(9) 出生前申込みをされる方 ※4月一次審査に限りです。

令和7年4月入所希望の場合に限り、出生前の申込みを受付けます。(令和7年5月入所以降の出生前申込みは受付けていません。)ただし、対象となる方は令和7年2月3日(月)までに出産予定の方です。(4月に受入可能な月齢の施設を申し込む場合に限る。)

また、出生前申込みをされた方は、出生後から令和7年2月10日(月)までに、鎌倉市役所本庁舎1階保育課(31番窓口)にて、出生後の手続きを行ってください。

なお、受入可能月齢については保育所等により異なります。申込み児童の月齢が希望施設の受入月齢に満たない場合、受入月齢を満たした月から入所審査を行いますので、ご注意ください。

● 出生前申込みの流れ

申込み	
4 月入所申込期間中に、必要書類（児童調査票を除く）(P.10-11 参照) を全て揃え、申込みをします。 お子さまの名前・性別・生年月日のみ空欄にして、申込みをお願いします。 また、出生日が<u>令和 7 年 2 月 3 日以前であることを確認できるよう、母子健康手帳の表紙と出産（分娩）予定日が記載されたページの写しを添付</u>してください。	
利用調整	
4 月入所の一次審査では、出生前のお子さまも含めて審査を行います。	
出生後の手続き	
令和 7 年 2 月 3 日までに出生	令和 7 年 2 月 4 日以降に出生
出生後、<u>令和 7 年 2 月10日(月)までに、鎌倉市役所本庁舎 1 階保育課(31番窓口)にて、所定の手続きを行ってください。</u> 「教育・保育給付認定申請書(兼)入所申込書（2 号・3 号用）」に氏名、生年月日等を追記したもの及び「児童調査票」の提出が必要です。 <u>※期日までに手続きがされない場合、結果通知を送付できませんので必ず手続きを行ってください。</u>	出生後速やかに、<u>鎌倉市役所本庁舎 1 階保育課(31 番窓口)にて、所定の手続きを行ってください。</u> 4 月入所審査の対象ではなく、<u>5 月入所以降(入所希望施設の受入月齢を満たす月から)の入所審査の対象</u>となります。 5 月以降、入所内定が決まり次第、連絡をいたします。 申込内容を変更したい場合は P.16 をご参照ください。
結果通知	
本申請がされ次第、入所内定の方には「内定通知」をお送りします。保留の方は、5 月入所以降の審査対象になります。	
入所内定の場合	入所保留の場合
入所準備へ	保留のお知らせが届き、次の審査対象となり、内定次第ご連絡いたします。

(10) 入所希望日が「妊娠・出産」認定期間と重なる方の入所申込みについて

● 産後に育児休業を取得する方

入所希望日が、出産予定日の、8週間前の日の属する月初から、8週間後の日の属する月末までの期間と重なり、かつ産後に育児休業等を取得し、復職をしない場合、保育要件は、「妊娠・出産」となります（保育の実施における手続及び基準等に関する要綱第6条第1項）。

そのため、利用調整基準表でも、これに準じて点数付けを行います。

入所期間は上記の期間であり、期間終了後は退所になります（継続入所をご希望の際は、改めて入所申請をしていただき、入所の審査を行います）。

※上記の内容から、令和7年4月1日入所をご希望の方で、ご出産予定日が令和7年2月4日から同年6月25日の期間内の場合、保育要件は「妊娠・出産」となります。

● 産後に育児休業を取得せずに復職をする方

入所希望日が、出産予定日の、8週間前の日の属する月初から、8週間後の日の属する月末までの期間と重なり、かつ産後休業終了月の翌月1日までに復職をする場合、保育要件は、「就労」となります（保育の実施における手続及び基準等に関する要綱第6条第1項）。

そのため、利用調整基準表でも、これに準じて点数付けを行います。（※申込み時に、復職予定の就労先の就労証明書をご提出ください。）

入所期間は原則就学前までとなります。

● 申込み期間後に妊娠がわかった方

申請内容が変更となる可能性があるため、速やかに保育課までご連絡ください。

例1) 令和7年4月1日入所の申請をされ、ご出産予定日が5月14日である場合。

（出産予定日の、8週間前の日の属する月初は3月1日、8週間後の日の属する月末は7月31日）

→産後に育児休業を取得する場合

保育要件、母の基本点数は「妊娠・出産」となり、認定期間と入所期間は3月1日から7月31日となります。

→産後に育児休業を取得せずに復職をする方

保育要件、母の基本点数は「就労」となり、認定期間は就労期間に準じた期間、入所期間は原則就学前となります。

例2) 令和7年度の例月入所を、「就労」の要件で申込みをしているが、2025年8月15日に出産予定がある場合。

→産後に育児休業を取得する場合

5月入所審査までは保育要件、母の基本点数は「就労」となり、6月～10月入所審査までは保育要件、母の基本点数は「妊娠・出産」となります。また、6月～10月（産前産後要件期間中）に入所が内定した場合は、10月末で退所となります。（11月以降も利用希望の場合は、再度申込みが必要となります。申込みがない場合、11月以降の審査は行いません。）

→産後に育児休業を取得せずに復職をする場合

入所希望月以降の審査で、保育要件、母の基本点数は「就労」となり、認定期間は就労期間に準じた期間、入所期間は原則就学前となります。

(11) 申込内容を変更、取り下げしたい場合

申込内容を変更したい場合、P7-9の入所申込み締切日までに、「保育所等入所申込変更届」をご提出ください。また、保育要件等申込内容に変更がある場合においても、同様に締切日までに各種書類の提出が必要です。なお、お電話による申込内容の変更は受け付けておりません。

また、入所申込みの取り下げに関しては、申込内容の変更同様、P7-9の入所申込み締切日までに保育課に「保育所等入所申込取下届（入所内定辞退届）」を速やかにご提出ください。

利用調整（入所審査）は利用調整基準表に従って算定した点数を基に行います。

なお、詳細につきましては利用調整基準表をご覧ください。また、利用調整基準については年度ごとに変更の可能性がありますので、ご承知おきください。

（１）入所までの流れ



(2) 利用調整基準について

鎌倉市利用調整基準表（令和7年度4月入所から適用）

(1) 基本点数					点	
番号	実施基準	保護者の常態			点数	
					父	母
1	就労 (就労内定者を含む。)	月160時間以上勤務の者			20	20
		月140時間以上、160時間未満勤務の者			19	19
		月120時間以上、140時間未満勤務の者			18	18
		月100時間以上、120時間未満勤務の者			17	17
		月80時間以上、100時間未満勤務の者			16	16
		月64時間以上、80時間未満勤務の者			15	15
2	求職活動中	就職活動中の者			12	12
3	妊娠・出産	産前・産後の数箇月間保育の必要がある者				20
4	疾病・負傷・障害	入院	1箇月以上の入院		20	20
		自宅療養	常時病臥（一日の大半を病床で過ごす場合）		20	20
			慢性疾患等で医師から自宅での療養を指示されている		16	16
		心身障害	身体障害者手帳（1・2級）、療育手帳（A1、A2）、精神障害者保健福祉手帳（1～3級）の交付を受けている者		20	20
			身体障害者手帳（3・4級）、療育手帳（B1、B2）の交付を受けている者		18	18
			上記以外で心身に障害があり保育が困難な場合		16	16
5	介護・看護	介護又は看護に要する時間を基に、就労の基準を準用			20～15	20～15
6	災害復旧	災害の復旧に要する時間を基に、就労の基準を準用			20～15	20～15
7	就学（就学予定者を含む）	就学に要する時間を基に、就労の基準を準用			20～15	20～15
8	ひとり親世帯	ひとり親世帯その他これに準ずる世帯であり、保育を必要とする要件がある			40	40
9	その他	前各項に掲げるものの他、保育を必要とする者			8	8

(2) 調整点数		点
	内 容	点数
1	ひとり親世帯その他これに準ずる世帯	15
2	すでに兄弟姉妹が利用している	5
3	兄弟姉妹同時に利用申請が出ている（2人以上）	3
4	申請児童が多胎児である	3
5	入所希望の年度の4月1日時点で、生計を一にする18歳未満の児童が3人以上の世帯	2
6	転園を希望している（当該児童が転園を希望している園に、兄弟姉妹が在園している場合に限る）	8
7	ひとり親世帯その他これに準ずる世帯で、入所希望の年度の4月1日時点で65歳未満の祖父母等と、同じ住所に住んでない場合	5
8	保護者が就労内定者（就学予定者）である	-2
9	前年度入所不承認である。※令和8年度以降の取扱いについては裏面の備考をご参照ください。	2
10	（2）-9に加え、前々年度も入所不承認である。	2
11	産前・産後休業または育児休業中で、復職予定である（既に復職している方を含む）	8
12	保育を必要とする要件があり、申込み児童が、認可外保育施設やベビーシッター（月極）、一時預かり、幼稚園の長時間預かり等を月64時間以上、有償で利用している実績が審査基準日から起算して30日以上ある。（求職活動中や育児休業中等は除く）	4
13	市内の保育所・認定こども園・地域型保育事業所で、保育士又は保育士とみなすことができる職種として就労（内定）している場合（月120時間以上）	20
14	市内の保育所・認定こども園・地域型保育事業所で、保育士又は保育士とみなすことができる職種として就労（内定）している場合（月64時間以上、120時間未満）	15
15	市内の保育所・認定こども園・地域型保育事業所で、看護師、栄養士又は調理師として就労（内定）している場合	5
16	市内の幼稚園及び地域枠が存在する企業主導型保育事業所で、幼稚園教諭又は保育士として就労している場合	10
17	保護者が単身赴任や長期入院など昼夜問わずに不在であることが確定している場合	2
18	児童又は同居の兄弟姉妹が障害を有する場合	4
19	生活保護法による被保護世帯である	6
20	兄弟姉妹（卒園した者も含む）の保育料に正当な理由がなく6箇月分以上滞納がある	-16
21	市外居住者である（転入予定の者を除く）	-20
22	内定を辞退している（申請時と状況が異なっていたことから内定取消となった場合も含む）	-2
23	育児休業の延長を許容している	-50
24	児童福祉の観点から、特に保育の実施が必要と判断される場合	30

鎌倉市利用調整基準表に関する案内

■ 選考方法	
【 A 父の基本点数 + 母の基本点数 】 + 【 B 調整点数 】 = 【 利用調整点数 】	
希望順位（第1希望～）による判定をせず、各施設の希望者の中で利用調整点数の高い者を選考します。 （例：第4希望であっても、第1希望の者より点数が高ければ第4希望の者を選考します。）	
■ 利用調整点数が並んだ場合は、以下の順に優先し、審査会にて判断します。	
(1) 基本点数の合計が高い世帯 (4) 市民税所得割額の低い世帯(父母合算) ※新規申請者と転園申請者が同点となった場合、転園申請者が調整点数6番に該当していない場合、新規申請者を優先します。 ※同点時の調整項目で判断できない場合には、総合的に判断します。	(2) ひとり親世帯その他これに準ずる世帯 (5) 育児休業の最長期間がより短い世帯 (3) 希望施設順位の高い方 (6) 待機期間が長い世帯

■ 基準点数・調整点数の備考	
(1)	父母共に、該当する項目の中で最も高い点数を基本点数とし、父母の合計指数の上限を40点とします。
(1)-1	常勤や非常勤、夜間等の就労形態にかかわらず、月64時間以上就労していることを基本とし、その就労時間（残業は含まない）によって、区分します。 就労内定者についても、就労予定時間によって、区分します。
(2)-1	離婚予定を理由にする別居等には加点しません。
(2)-2	入所希望月に、申請児童の兄弟姉妹が、鎌倉市内認可保育所等（2・3号認定）に在園する場合に限る。転園申込には適用しません。
(2)-4	(2)-3と同時に加点します。
(2)-7	「祖父母等」とは、同じ住所に住んでいる親族やパートナーも含まれます。
(2)-9, 10	令和8年度以降の入所審査から、次のとおり変更予定です。 (2)-9について、 前年度の4月入所で保留となっていた場合のみ 加点し、育児休業を許容する申請をしている場合は加点しません。 (2)-10について、 廃止 します。
(2)-11	就労内定の場合は加点しません。また、(2)-6と同時に加点しません。
(2)-12	次の条件が全て満たされている場合のみ加点します。 ①保護者に保育を必要とする要件がある（求職活動中や育児休業中を除く） ②申込み児童が該当施設を、ひと月あたり64時間以上、有償で利用している ③申込み児童の該当施設の利用期間が、申込み締切日から起算して30日以上ある
(2)-13, 14, 15	鎌倉市内認可保育施設に在籍している場合に限る。認定こども園の場合は保育園部分に在籍のみに加点する。(2)-13, 14, 15は同時に加点しません。
(2)-22	内定のご連絡をした際に、辞退あるいは申請時と状況が異なっていたことが判明し、内定を取消された方が、再度入所申請をした際に、減点対象となります。この減点は翌年度の審査まで継続します。 なお、令和8年度以降の入所内定辞退分からは「-6」となる予定です。
(2)-23	申込書補助票の該当項目にチェックがされている場合に該当。本項目に該当する期間中は、待機期間にカウントしません。ただし、希望施設において他の希望者がいない場合などには、内定となります。
(2)-24	該当する条件はつぎのとおりです。 ・プレップおおぞら保育園を卒園する児童が翌年度4月入所に認可保育所等への入所を希望する場合。 ・下の子が1歳になる年度中に、認可保育所等への入所が保留となり、退所を余儀なくされた上の子が、再度申請をされた場合。 ・児童福祉の観点から、特に保育の実施が必要と判断される場合
■ その他利用調整に係る備考	
・ 未提出書類及び提出書類の不備があった場合は 審査対象外 または 基本点数を最低点数で算定し、審査 します。	
・ 複数の施設を申し込んでいて、いずれかの施設に内定となった場合は、他の希望施設の利用調整は行いません。	
・ 申込締切日時点の状況から変更があった場合には、入所内定及び決定を取り消す場合があります。	
・ 内定を辞退した場合、もしくは申込を取下げた場合、これまでの待機期間も含め、申請は無効となります。辞退後及び取下げ後に、再度入所を希望する場合は、改めて申請が必要となります。	

■ 審査に必要な証明書等について					
項目	必要証明書類名	項目	必要証明書類名	項目	必要証明書類名
(1)-1	就労証明書（法人化されていない自営業の場合は、スケジュール表及び開業届の写しもしくは確定申告書の写し等自営業を証明する書類も必要）	(2)-1	次の書類のどれか一つのコピー （離婚協議中もしくは離婚調停中がわかる書類、戸籍謄本、児童扶養手当証書、福祉医療証、離婚届の受理証明書）	(2)-18	療育手帳、または障害者手帳
(1)-2	求職活動・起業準備についての状況申告書（誓約書）	(2)-11	就労証明書（育児休業・産休に関する記載のあるもの）		
(1)-3	母子健康手帳の写し（表紙、分娩予定日の分かる部分）	(2)-12	保育証明書等（子育てのための施設等利用給付認定を受けている場合は、利用状況を記載した申立書）		
(1)-4	診断書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し等	(2)-13 (2)-14 (2)-15 (2)-16	保育士等として市内の保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所、幼稚園等で就労（内定）していることのわかる就労証明書		
(1)-5	介護・看護要件の場合は併せて「介護・看護状況申告書」				
(1)-6	災害の復旧についての証明書類（又は申立書）				
(1)-7	学生証（又は在籍証明書）の写し、時間割等の写し	(2)-17	就労証明書、診断書等の状況のわかる書類		

(3) 入所可否等の結果について

入所申込受付期間内にお申込みいただいた方につきましては、次のとおり、結果の発送を行います。

なお、結果については、お電話等でのお問い合わせにはお答えができませんので、ご了承ください。

また入所が保留となっている間に保育の必要性の事由が変更になった場合や、市外転出等により申込みを取り下げる場合は、必要な手続きがございますので、保育課までご連絡ください。

令和7年度 4月入所 (一次審査)	内 定	内定通知を1月下旬（予定）に郵送でお送りいたします。 公立保育園に内定された場合は、面接のお知らせを後日郵送いたします。 民間保育所等に内定された方は、通知が届き次第、内定となった旨を施設にご連絡ください。その後、入所面接等、入所の準備を各施設とお進めください。 <u>また、内定を辞退する場合は、通知に記載のある期日までに保育課まで必ずご連絡のうえ、「保育所等申込取下届（入所内定辞退届）」を提出してください。</u> <u>なお、保育所等からの転園による内定の辞退はできません。辞退した場合、現在入所している保育所等は3月末日付で退所となります。</u>
	保 留	入所内定とならなかった旨の通知を1月下旬（予定）に郵送でお送りいたします。（あくまでも一次審査の結果のお知らせであり、正式な通知は、すべての審査が終わる3月中旬（予定）に郵送でお送りいたします。） 以降、お申込みの希望園の変更等を行う場合は、「保育所等入所申込変更届」を入所申込み締切日までにご提出ください。
令和7年度 5月入所以降	内 定	入所が内定となった場合、入所月の前月10日頃にお電話にて内定の旨、ご連絡いたします。（申込み締切日に応じて変動することがあります。） 公立保育園に内定された場合は、保育課にて面接の日程を調整させていただきますので連絡をお待ちください。また、保育所等に内定された方は、内定となった旨を施設にご連絡ください。その後、入所面接等、入所の準備を各施設とお進めください。 なお、入所承諾通知は同月月末までに送付します。 <u>また、内定を辞退する場合は、保育課まで速やかにご連絡のうえ「保育所等申込取下届（入所内定辞退届）」を提出してください。</u> <u>なお、保育所等からの転園による内定の辞退はできません。辞退した場合、現在入所している保育所等は転園内定月の前月末日付で退所となります。</u>
	保 留	保留通知を入所希望月の前月15日頃に郵送でお送りいたします。（申込み締切日に応じて変動することがあります。） （保留通知は初月のみお送りしております。以降、保留の結果通知が必要な場合には、保育課へお電話等にてご依頼ください。「保留証明」（様式は異なりますが、「保留通知」と同様の意味合いのもの）を発行いたします。） また、お申込みの希望園の変更等を行う場合は、「保育所等入所申込変更届」を申込み締切日までにご提出ください。

(1) ならし保育について

保育所等の入所後、お子さまが保育所等の生活に慣れるまで、短い保育時間から始めて徐々に通常の保育時間にしていく、いわゆる「ならし保育」を2週間程度行っています（園やお子さまの年齢、状況等によって異なるため、2週間以上になる場合もあります）。

転園の場合も「ならし保育」は必要です。「ならし保育」期間中はお迎えの時間が早くなります。

(2) 入所決定後の書類提出について

保護者の状況	必要な書類	提出期限
就労	不要	
就労内定	「就労証明書」	就労開始後1か月以内
育児休業中	「就労証明書」（復職日が記載されたもの）	復職後1か月以内
求職中	就労先が決まるまで ・・・「求職活動実績報告書」	就労先が決まるまでの間、毎月、翌月10日までに提出
	就労先決定後 ・・・「就労証明書」及び「支給認定変更申請書」	認定期間の終了日の2週間前(14日前)まで ※就労は入所後3か月以内に開始してください。
疾病・負傷・障害	不要	
産前産後	不要	
就学	不要	
就学内定	・在学証明書または学生証の写しをいずれか一点 ・時間割の分かる書類	入学後1か月以内
介護・看護	不要	

※必要な書類が不要なものについては、申込み時と変更がない場合、書類提出は不要ですが、転職をするなど変更がある場合は、改めて書類をご提出ください。また、保育要件が変更（就労要件で入所していたが、疾病の要件になる等）になる場合は、必要書類と「教育・保育給付認定変更申請書」をご提出ください。

(3) 保育要件の維持について

入所の利用調整の公平性を保つため、入所申請時に出された就労証明書の状況を、原則6か月間維持していただきますようお願いします。

(4) 入所の辞退について

入所内定後辞退をする場合は、速やかに保育課までご連絡のうえ「保育所等申込取下届（入所内定辞退届）」を提出してください。申込みを取下げ後、再度入所申込みをする場合は必要書類全てを揃えて改めて申込みが必要になり、内定を辞退した次年度までの間は、利用調整点数が減点されます。また、辞退後に再度申込みをした際は、前年度、前々年度に待機となっても待機期間には数えませんので、調整点数の加点はされません。

(5) 幼児教育・保育の無償化について

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、3歳児クラスから5歳児クラスの子ども及び市民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスの子どもを対象に幼児教育・保育の無償化を実施しています。

認可外保育所等に通っている場合も、保育の必要性があり、子育てのための施設等利用給付認定(新2号・新3号認定)を受けている場合は、利用料の一部が無償化の対象となります。

子育てのための施設等利用給付認定(新2号・新3号認定)の申請の方法については、鎌倉市保育課までお問い合わせください。

【対象者・対象範囲】

	認可保育所等	施設型給付幼稚園・認定こども園		私学助成幼稚園		認可外保育所等
		教育部分	預かり部分	教育部分	預かり部分	
3～5歳児 クラス	○ (2号)	○ (1号)	△ (新2号) (上限 11,300 円)	○ (新1号) (上限 25,700 円)	△ (新2号) (上限 11,300 円)	△ (新2号) (上限 37,000 円)
満3歳児 (3歳にな った日から 最初の3月 31日まで にある子ど も)	—	○ (1号)	×	○	×	—
市民税非課 税世帯の 満3歳児	—	○ (1号)	△ (新3号) (上限 16,300 円)	○ (新1号) (上限 25,700 円)	△ (新3号) (上限 16,300 円)	—
市民税非課 税世帯の 0～2歳児 クラス	○ (3号)	—	—	—	—	△ (新3号) (上限 42,000 円)

○・・・対象、×・・・対象外、△・・・保育の必要性の認定があれば対象

※表に記載されている上限額は、月当たりの上限額です。ただし、実費として徴収される費用(通園送迎費、施設管理費、食材料費、行事費など)は無償化の対象外です。

(6) 保育料の第2子無償化について

子育てにかかる経済的負担の軽減や国が掲げる共働き・共育ての推進のため、市独自の制度として、第2子以降の保育料を無償化しています

【対象となる児童】

認可保育所等や認可外保育施設*を利用している最年長の児童を第1子としてカウントし、認可保育所等を利用している第2子以降の児童の保育料が無償化されます。

※令和6年度（2024年度）から認可外保育施設（都道府県知事に届け出ているものに限る。）も加わりました。

	令和5年度まで（2023年度まで）	令和6年度以降（2024年度以降）
小学生以上	小学生以上はカウントの対象外（変更なし）	
認可外保育施設	認可外は第1子カウントの対象外	第1子カウントの対象となります。
認可保育所等	第1子カウントの対象となります（変更なし）	

【例】小学生、5歳、2歳の子どもがいる場合

	利用施設	判定	
第 1 子 (小学生)	カウントの対象外		
第 2 子 (5 歳)	認可外 保育施設	第 1 子として カウント	3 ～ 5 歳のため無償 (上限あり)
第 3 子 (2 歳)	認可保育所等	第 2 子として カウント	無償

【手続きについて】

- ・第1子が認可保育所等や施設型給付の幼稚園を利用している場合
→こちらで第1子の入所状況が把握できるため、手続き不要です。
- ・第1子が私学助成の幼稚園や、認可外保育施設を利用している場合
→こちらで第1子の入所状況が把握できないため、毎月、保育証明書のご提出が必要です。

(7) 保育料について

鎌倉市保育所等保育料（利用料）月額表

対象年齢	0歳児～2歳児	0歳児～2歳児	3歳児～5歳児	3歳児～5歳児
認定区分	3号認定児童 (保育園部分)	3号認定児童 (保育園部分)	2号認定児童 (保育園部分)	1号認定児童 (幼稚園部分)
保育必要量	標準時間認定	短時間認定	標準時間認定 短時間認定	教育標準認定

(単位:円)

国	市階層	定義	保育料（利用料）月額			
1	1	被保護世帯	0	0	0	0
2	2	市民税非課税世帯	0	0	0	0
3	3	市民税均等割のみの世帯	6,700	6,600	0	0
	4	市民税所得割 48,600円未満	9,000	8,900	0	0
4	5	市民税所得割 48,600円 ～ 64,800円未満	12,700	12,500	0	0
	6	市民税所得割 64,800円 ～ 80,900円未満	17,200	16,900	0	0
	7	市民税所得割 80,900円 ～ 97,000円未満	21,600	21,200	0	0
5	8	市民税所得割 97,000円 ～ 121,000円未満	26,600	26,100	0	0
	9	市民税所得割 121,000円 ～154,000円未満	33,700	33,100	0	0
	10	市民税所得割 154,000円 ～169,000円未満	40,600	39,900	0	0
6	11	市民税所得割 169,000円 ～213,000円未満	45,100	44,300	0	0
	12	市民税所得割 213,000円 ～257,000円未満	49,500	48,700	0	0
	13	市民税所得割 257,000円 ～301,000円未満	52,800	51,900	0	0
7	14	市民税所得割 301,000円 ～333,000円未満	54,700	53,800	0	0
	15	市民税所得割 333,000円 ～365,000円未満	56,800	55,800	0	0
	16	市民税所得割 365,000円 ～397,000円未満	59,000	58,000	0	0
8	17	市民税所得割 397,000円 ～456,000円未満	65,900	64,800	0	0
	18	市民税所得割 456,000円 ～515,000円未満	72,800	71,600	0	0
	19	市民税所得割 515,000円以上	79,700	78,300	0	0

- 上記保育料（利用料）月額表は、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、幼稚園（新制度移行園）のいずれかを利用し、市内に住所を有する児童の保育料について定めるものです。なお、家庭的保育事業については上記表の額に10分の7を乗じた金額（100円未満切捨て）とします。
- 上記所得階層区分は、4月分から8月分までは、前年度の市民税によることとなります。また、9月分から翌年3月分までは当年度の市民税による区分となります。
- 保育料の算定には、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、電子証明書等特別控除、市町村等に対する寄付金控除、住宅特定改修特別税額控除、認定長期優良住宅新築等特別税額控除等の適用はありません。
- この表の対象年齢とは、保育の実施の日の属する年度の4月1日における年齢のことを言います。なお、1号認定に関しては満3歳に達した児童も3歳児として保育料の算定を行います。
- 3号認定児童の保育料について、同一世帯で就学前の児童が2人以上保育所等を利用している場合、年齢順に2人目以降無料となります。また、算定人数には認可保育所等、幼稚園、認可外保育施設、特別支援学校の福祉施設に入所又は利用している児童も含まれます。
- 3号認定児童の保育料について、市民税所得割合算額57,700円未満の世帯については、上記の年齢制限なく、第2子以降は無料となります。また、市民税所得割合算額77,101円未満のひとり親世帯等については、第1子から無料となります。
- 緊急に保育の実施を必要とする場合等で、月の途中で入退所した場合の保育料は日割り計算になります。
- この表の保育料以外においても利用施設により別途費用の掛かる場合がございます。保育料以外の実費徴収となる費用については各利用施設にお問い合わせください。
- 1号認定児童及び2号認定児童の保育料については無償としていますが、保育料算定に係る租税資料の提出は必要です。

(1) 一時預かり事業

保護者の仕事や病気、出産、リフレッシュなどで、一時的に保育が必要な場合に保育園を利用できます。利用できる日や時間、利用料金については園ごとに異なります。また、利用料の他に給食費等がかかります。詳細は、直接施設にお問い合わせください。一時預かり事業を行っている事業については、市 HP 該当ページ、かまくら子育てナビきらきらをご参照ください。

(2) 病児・病後児保育事業

【病児保育】

子どもが病気の「回復期に至らない場合」であり、当面の症状の急変が認められない場合に子どもを専用スペースで一時的に保育する事業です。

【病後児保育】

子どもが病気回復期にあるが、家庭での看護が困難であり、かつ集団生活（通園、通学）が困難な場合に子どもを専用スペースで一時的に保育する事業です。

下記施設は、病児・病後児どちらのお子様もお預かりしています。

お申込み方法、空き状況、保育料等の詳細については、施設へ直接お問い合わせください。

施設名	所在地	電話	開設時間	保育年齢
かまくらファミリークリニック 病児保育トコトコ	由比ガ浜2-6-20-202	☎ 38-9009	病児・病後児 8:30~18:00 (土日祝日なし)	6か月~12歳
naste大船	大船1-7-28 STKビル502	☎ 73-8441	病後児 7:30~18:00 (土日祝日なし) 病児 8:30~18:00 (土日祝日なし)	6か月~12歳

※令和6年度10月時点の情報です。

(3) 休日保育事業

保護者のお仕事等の都合により、日曜日や祝日にご家族でお子さまの保育ができないときは、「休日保育」をご利用ください。

【利用できるお子さま】

離乳食完了後の0歳児から5歳児の「保育の必要性の認定（支給認定）」の2号または3号の認定を受けているお子さまで、保護者の仕事等（就労・就学・職業訓練など）の都合により、休日等の保育が必要となる方。

施設名	所在地	電話	開設時間
山崎保育園	鎌倉市山崎 1148	0467-45-6440	午前8時～午後6時

※令和6年度10月時点の情報です。なお、利用をされたい場合、事前登録が必要です。詳細は実施施設に直接お問い合わせください。

(1) 上の児童が保育所等に在園していて、下の児童の保育所等の入所が決定した場合

育児休業を取得されていることを理由として既に保育所等に在園している上の児童が保育短時間認定になっている方については、下の児童が入所される月に保育標準時間へ変更を行ってください。

なお、教育・保育給付認定変更は毎月1日から変更となります。「支給認定変更申請書」を変更月の前月末日までに入所施設にご提出ください。

(例) 令和7年6月に下の児童が保育所等に入所が内定した場合

⇒上の児童は令和7年6月より保育標準時間に変更になるので、令和7年5月末日までに教育・保育給付認定変更申請書をご提出ください。

(2) 上の児童が保育所等に在園していて、産前産後休暇や育児休業を取得する場合

すでに児童が保育所等に在園しているときに、産前産後休暇及び育児休業を取得する際は、手続きが必要になります。また、育児休業期間中は、短い時間での預かりになりますので、「教育・保育給付認定変更申請書」を提出し、認定区分を保育短時間に變更してください。

なお、在園の児童の保育期間は下の児童が1歳となる月の末日までです。ただし、1歳となる月までに保育所等の入所申込みを行い、入所できなかった場合は、その年度末（3月31日）まで在園可能です。

必要書類及び手続きについては以下の通りです。

産前産後休暇を取得する	「支給認定変更申請書」と、母子健康手帳の表紙の保護者名がわかるページ及び分娩予定日のわかるページのコピーをご提出ください。 認定の期間は、分娩予定日の8週間前の属する月の1日から出産日の8週間後の属する月の末日までです。
育児休業を取得する	育児休業期間が記載された「就労証明書」及び「支給認定変更申請書」をご提出ください。 認定期間は、産後休暇の末日の属する月の翌月1日からです。

なお、教育・保育給付認定変更は毎月1日から変更となります。申請書については、変更月の前月末日までに保育課にご提出ください。



Q&A - 教育・保育給付認定 -

- Q1 保育標準時間の認定を受けた場合、月曜日から土曜日まで開所時間の全ての時間を預けることができますか？
- A1 実際の預かり時間については、保護者の方が保育できない時間のみとなりますので、全ての時間を預けることはできません。就労の場合、就労時間+通勤時間となります。
- Q2 1日6時間の勤務ですが、通勤に片道1時間半かかります。保育短時間内にお迎えに行けないのですがどうすればいいですか？
- A2 教育・保育給付認定は、通勤時間と就労時間を合わせて8時間を超える場合、保育標準時間での認定となりますので、保育短時間の認定を受けている場合は、変更手続きを行ってください。ただし、実際の預かり時間については、通勤時間と就労時間のみとなります。
- Q3 求職活動中の要件で教育・保育給付認定を受けましたが、就労を開始しました。どうすればいいですか？
- A3 教育・保育給付認定の要件を就労に変更する必要があります。速やかに「教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届）」及び「就労証明書」を保育課にご提出ください。
- Q4 就労の要件で教育・保育給付認定を受けましたが、病気になり療養が必要になりました。どうすればいいですか？
- A4 教育・保育給付認定の要件を疾病・障害に変更する必要があります。速やかに「教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届）」及び診断書等を保育課にご提出ください。

Q&A - 保育を必要とする事由（保育所等を利用できる方） -

- Q1 同世代の友達をつくるために保育園の利用はできますか？
- A1 保育要件がない場合、保育園の申込み及び保育園の利用はできません。幼稚園、認定こども園の幼稚園部分等をご利用ください。

Q2 父親は就労中で、母親は専業主婦です。子どもを預けたいのですが、申込みはできますか？

A2 保育を必要とする事由（P.4 参照）がない場合は、保育園の申込みをすることはできません。幼稚園、一時預かり、ファミリーサポート等をご利用ください。

Q3 現在、育児休業中で3歳の子どもと0歳の子どもがいます。上の子だけ保育園に申込みをして、育児休業を継続することはできますか？

A3 できません。育児休業中のお申込みの場合、入所後、原則1か月以内に復職が必要になります。

Q&A - 保育所等施設の見学 -

Q1 見学をしないと申込みはできないのですか。

A1 見学をしていない状態でも申込みをすることはできますが、入所決定前の見学が必須の保育園もあります。また、園ごとに保育内容や必要な費用等が異なりますので、事前に見学のうえ、確認していただくことをお勧めしています。お子さまが毎日生活する場になりますので、入園後に思っていた園と違ったと思われることがないように、保護者の方が納得した園にお申込みください。

Q2 見学をすると入園しやすくなりますか。

A2 見学をしたことで入園しやすくなることはありません。入所決定については、利用調整基準表に基づき点数の高い方から順となります。

Q3 見学に行く際は、事前に連絡が必要ですか。

A3 事前に各園にご連絡ください。園の体制もありますので、事前にお問い合わせの上、日程を調整して見学に行ってください。

Q&A - 保育所等の申込みについて -

Q1 入所の決定は申込みの先着順ですか。

A1 入所の決定はお申込みの先着順ではありません。締め切りまでにお申込みいただいた方で利用調整基準表に基づき点数の高い方から入所の決定を行います。

Q2	希望保育所の欄は全て記入しなければならないのですか。
A2	申込書には第6希望までの記入欄がありますが、すべてを埋める必要はありません。 第7希望以上の施設を希望される場合は、希望園記入欄の下部のチェック欄にチェックをいれていただいたうえで、余白または別紙（任意様式）に記載をお願いします。記入された園のみ審査を行います。なお、1園のみと園の希望を絞ることで、入所がしやすくなることはありません。
Q3	空きのない保育所等の申込みはできますか。
A3	空きのない施設についても、お申込みいただけます。申込み締め切り後に急な退所者が出る場合や審査の中で空きができることもございますので、ご希望される保育所等は全て申し込みすることをお勧めします。
Q4	申込みをして内定とならなかった場合、以降の手続きは何が必要ですか。
A4	保育所等の申込みは同年度内（3月末日まで）有効です。ただし、同年度内に家庭状況や就労状況等、状況が変わった場合には届出ください。また、次年度も引き続き利用の希望がある場合には再度申し込みが必要となります。
Q5	申込み後に認可外保育所等に預けて就労等を開始した場合、どのような手続きが必要ですか。
A5	「保育証明書」及び「就労証明書」等の提出が必要となります。点数が変更になる場合がありますので、速やかにご提出ください。
Q6	きょうだいで申込をする場合、書類は人数分必要ですか？
A6	「教育・保育給付認定申請書(兼)入所申込書」、「児童調査票」、「保育所等の入所に関する確認票」、「申込書補助票」は人数分必要です。保育の必要性を確認する書類（就労証明書等）についても人数分必要ですが、原本とコピーで結構です。
Q7	市外の保育所等に申込みをしたい場合は？
A7	鎌倉市外の保育所等に利用申込みをしたい場合には、鎌倉市の保育課に申込みをお願いします（鎌倉市の書類でのお申込みをお願いする場合があります）。ただし、希望先の市区町村によって必要書類や締切日等が異なることがありますので、あらかじめ利用希望先市区町村にご確認のうえ、希望先の市区町村の申込締切日の2週間程度前までに鎌倉市へ申込みをお願いします。

Q 8	「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整の優先順位が下がってもよい」で申請した場合、必ず保留になりますか？
A 8	「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整の優先順位が下がってもよい」で申請した場合、利用調整基準点の調整点数が減点となり、優先順位が下がります。ただし、希望する保育所等に空きがある場合、入所内定となる場合があります。内定となった場合、保留通知書の発行はできません。 また、「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整の優先順位が下がってもよい」で申請した場合、その希望期間中は待機期間に数えません。
Q 9	申請に必要な書類が申込み締切日までに提出できない場合、どうなりますか？
A 9	申込締切日までに必要書類(就労証明書や診断書、保育証明書等)が提出されない場合、締切日時点で揃っている書類のみで審査を行います。例えば就労証明書が締切日時点で提出されていない場合は、利用調整基準上、基本点は最低点数となり、育児休業等を取得していても調整点数の加点がされません。 締切日以降に提出された書類は、次回の審査から利用調整点数に反映されます。
Q10	就労証明書の原本を提出したが、コピーを取り忘れてしまいました。返却してもらうことはできますか？
A10	<u>一度ご提出いただいた書類は返却及びコピーをお取りすることはできません。育児休業給付金の申請等で必要となる可能性があるため、書類提出前に自宅保管用のコピーをお取りください。</u>

Q&A - 利用調整（入所審査）について -

Q 1 保育所等の入所はどのようにして決定するのですか？

A 1 「利用調整基準表」に従って算定した点数を基に、希望順位（第1希望～）による判定をせず、各施設の希望者の中で利用調整点数の高い順に決定します。

Q 2 点数はどのようにつけるのですか？

A 2 「利用調整基準表」の（1）基本点数は、父母でそれぞれ1項目のみ点数がつきます。（保育要件部分）（2）調整点数については、世帯で該当の部分が加点（または減点）されます。基本点数と調整点数の合計点数の高い方から内定となります。

Q3 利用調整点数が同点だった場合はどうなるのですか？

A3 利用調整基準が同点で並んだ場合は、以下の順で優先度について判断します。
①基本点数の合計が高い世帯 ②ひとり親世帯その他これに準ずる世帯 ③希望施設順位の高い方 ④世帯収入が低い世帯 ⑤育児休業の最長期間がより短い世帯 ⑥待機期間が長い世帯
※新規申請者と転園申請者が同点かつ転園申請者が調整点数6番に該当していない場合、新規申請者を優先します。

Q4 利用調整基準点数をつける際の基準日はいつですか？

A4 申込み締切日時点を基準日とします。申込時点の状況から変更があった場合には、入所内定及び決定を取り消す場合があります。変更がある場合には、速やかに鎌倉市保育課へご連絡ください。

Q5 内定の通知がきたが、辞退をする場合どうしたらいいですか？

A5 入所内定後辞退をする場合は、速やかに保育課までご連絡のうえ「保育所等申込取下届（入所内定辞退届）」を提出してください。申込みを取下げ後、再度入所申込みをする場合は必要書類全てを揃えて改めて申込みが必要になり、内定を辞退した次年度までの間は、利用調整点数が減点されます。また、辞退後に再度申込みをした際は、前年度、前々年度に待機となっても待機期間には数えませんので、調整点数の加点はされません。

Q&A - 入所決定後について-

Q1 第3希望の保育所等に決まりました。第1希望の保育所等に空きが出たら移れますか？

A1 複数の保育所等を申込み、いずれかの保育所等に決定した場合は、他の保育所等への申込みの効力はなくなります。転園を希望する場合は、入所後、各月締切日までに「転園申込書」をご提出ください。

Q2 入所後、復職はいつまでにすればいいですか？

A2 復職は、原則入所月の翌月の1日（休日の場合は翌平日）までです。必ずその日までに復職してください。なお、4月入所の場合、5月の連休があるので連休明けの復職であれば問題ありません。

Q3	育児休業中で復職予定でしたが退職した場合どのようになりますか？
A3	復職予定で入所が内定した場合、1か月以内に復職することが入所するための条件となりますので内定取消または、退所となります。また、利用調整の公平性を欠くため、求職要件に切り替えて入所することはできません。入所申込時点から状況が変わった場合はすぐに保育課までご連絡ください。
Q4	求職中で入所した場合、いつまでに就労を開始すればいいですか？
A4	求職中で入所した場合、入所後、認定期間の終了日の2週間前(14日前)までに就労証明書を提出し、入所日から3か月以内に月64時間以上の就労を開始してください。就労が開始されない場合、退所となります。また、就労先が決まるまで、「求職活動実績報告書」を在籍する保育所等をとおして、市に毎月提出してください。
Q5	<u>出産の要件で入所した場合、別の要件で入所の継続はできますか？</u>
A5	できません。出産の要件で入所した場合は、出産予定日の8週前の日の属する月の1日から、出産日の8週後の日の属する月の末日までが入所可能期間となり、この期間終了後は退所となります。この期間終了後も保育を必要とする要件があり、継続して入所したい場合は、再度保育所等の申請をしていただき、利用調整を受ける必要があります。各月の入所申込みの締切日はP9をご確認ください。
Q6	4月1日から復職するため、ならし保育の時間にお迎えに行けません。ならし保育を行わないことはできますか？
A6	ならし保育は、お子さまが保育所等の生活に慣れるため必ず行います。ならし保育中のお迎えについてはご協力ください。保護者の方以外に祖父母、ファミリーサポート、ベビーシッター等の手立てをお考えください。
Q7	保護者のどちらかが仕事が休みの日に預けることはできますか？
A7	保育所等では、保護者の方が保育できない時間をお子様の預かり時間としています。保護者の方の仕事がお休みの場合は、お子さまもお休みになります。

①保育所等入所申込みについて 	②申請書類について 	③市内保育所等一覧 	④入所受け入れ数・入所保留状況について 
⑤その他の保育サービス （一時預かり、病児・病後 児保育・休日保育） について 	⑥かまくら子育てナビ きらきら（令和6年度 版）（令和7年度版は令和 7年夏頃に配信予定です。） 		

開設！

かまくら こども相談窓口 きらきら



授乳・おむつ替え
だけの利用もOKです。
どうぞお気軽に
お立ち寄りください。

子育てのこと、家庭のこと、学校のこと、
悩みや不安があるのに、どこに相談したらいいかわからない…
そんな方々の相談窓口を開設しました。
子育てしている方も、お子さん本人でも、ご家族の方も、
ぜひ「きらきら」にお越しください。

どんなお話でもお聞きします

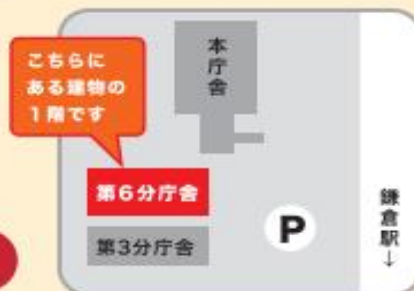
まずゆっくりとお話を聞いたうえで、必要な部署と連携していきます

移動せず、1カ所で相談できます

相談員が窓口に向います。窓口からオンラインでの相談もできます

何度も同じ話をする必要はありません

関連する担当間で情報を共有して、部署の垣根を越えた支援に繋がります
(同意いただいた場合のみ)



【開設時間】 平日 8:30～17:00



授乳室は個室で、
鍵もかけられます

落ち着いて過ごせる、
明るい雰囲気の窓口です

ラウンジでは休憩や
離乳食の持ち込みも

キッズスペース、絵本、
おもちゃも揃っています

子育てメディアスポットを移設して、
情報発信コーナーも拡大しました

個室で安心して相談できます
小さなお子さんと一緒に、
ベビーカー・車いすの方も

オンライン 窓口システムも 導入しました

きらきらと
大船支所の窓口から
こどもや子育ての
専門部署につながります。

【つながる先の専門部署】 こども相談課・市民健康課・発達支援室

【相談できる主な内容】

- ・ こどもや子育てに関する相談
- ・ 市民健康課への手続きに関する質問（母子健康手帳の交付、予防接種に関する質問など）
- ・ こども相談課への手続きに関する質問（児童手当、小児医療費助成に関する質問など）

お問い合わせ こども支援課 0467-61-3827

※保育所に関する申込み、お問い合わせ、ご相談の場合は、保育課へお越しください。